

春日市立春日中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義及びいじめの防止等に関する考え方

(1) いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの防止等に関する本校の考え方

○基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じおそれのあるものである。したがって、本校では、子どもを取り囲む全ての教職員一人一人が

「いじめは、人間として絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子供にも、どの集団でも、どの学校でも起こりうる」「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」

という認識や信念をもち、全ての子どもをいじめから守り、いじめのない子ども社会（いじめの未発見、未解決ゼロ）の実現をめざす。

そのためには、学校（教職員）、保護者、地域等がそれぞれの役割と責任を自覚し、主体的かつ相互に協力し、積極的な取組を推進していくものとする。

○いじめの防止等に関する取組について

「いじめのない学校」の実現に向けて、「春日市いじめ防止基本条例」に基づき、「春日中学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止に関する方針を共有化する。その方針に基づき、学校全体でいじめから子どもを守る取組を進めていく。いじめの問題は、学校の対応及び指導だけでは十分に効果を上げることが困難な場合がある。そこで、どんな事態であっても適切な対応を行うために、春日市教育委員会をはじめとして、子育て支援課等の行政機関・警察・児童相談所・医療機関等、多様な関係機関と連携できる体制を構築し、必要な校内組織等を設置する。

2 いじめ防止等の対策ための具体的方策

(1) いじめ防止等の注意喚起と早期発見・早期対応の取組

①毎朝の「主任・主事」会の充実

校長、教頭、両主幹、専任補導、各学年主任、保健主事、進路主事、研究主任で構成し、毎朝生徒の情報共有。いじめを含む問題行動への対応や未然防止について、学校としての共通した取組みを行う。おもいあいアンケート（無記名）、教育相談に向けたアンケート（記名）、いじめ早期発見保護者アンケート、教員に対するチェックリストを実施する。生徒の実態把握と職員の共通理解と防止等への組織的取組。

②「不登校対策委員会」

校長、教頭、両主幹、専任補導、養護教諭、復帰支援、不登校専任教員、各学年不登校対策担当、SSW、SCで構成し、隔週に1回定期的に開催する。いじめ等が発見された際には、臨時で開催し、早期対応にあたる。

③関係機関との連携

市教育委員会、春日市要保護児童対策連絡協議会、中央児童相談所サポートセンター春日警察署少年課との連携を図る。

(2) いじめの未然防止の取り組み

①わかる授業づくり

生徒一人一人が目標を設定し、主体的な活動を通して努力し、達成感や充実感を味わうことができる授業を通して、3年間を見通した自己実現能力の育成を図る。

②生徒会活動の充実

体育会や文化発表会、バザーなどの行事を生徒の主体的な活動の場として、互いに認め合い励まし合いながら活動する生徒を育成する。また、生徒会常時活動を通して、クラスの一員としての自覚や責任感、協調性など社会性を身につけさせる。

③ネットによる誹謗中傷いじめ防止に関する講演

SNS（LINE、Facebook、Twitter、Instagram、TikTok等）の危険性や問題点を全校生徒対象に外部からの専門家を招聘し講演を行う。保護者にも参加を呼びかけ、保護者に対してもスマートフォンやパソコンを使ったインターネット上でのいじめの存在を認識してもらうなど、啓発を行う。

④地域と連携した体験活動の充実

地域主催の清掃活動や夏祭り、運動会などに積極的に参加するために部伍会をつくり、地域ごとに参加を呼びかけたり、部活動単位で参加したりすることで、自己有用感や達成感を味わわせる。

(3) いじめの早期発見のための取組み

①未来へ向かうアンケートの実施

いじめに特化した無記名アンケートを月に1回実施する。

②いじめの早期発見保護者アンケートの実施

いじめの早期発見に関するアンケートを保護者に対し年に3回実施する。

③教育相談の実施

年に3回実施する教育相談に向けてのアンケートを活用し教育相談を実施する。担任と生徒の心の交流を図り、学校生活に自信と目標を持たせる。

④Rising Noteの活用

家庭学習や学校生活の出来事、日記などを毎日記入するノートを活用し、生徒理解、いじめの早期発見に努める。

⑤相談ポストの設置

相談ポストを設置し、学校生活や友人関係で困っていることがあれば投書できるようにする。定期的に生徒指導担当教師がチェックし、迅速に対応できるようにする。

(4) いじめに対する早期対応

【一次対応：緊急】

①事実関係の把握

- ・「いつ、どこで、誰に、何をされた（言われたか）」を本人に具体的に確かめながら記録
- ・聴き取りをした内容については時系列に整理
- ・聴き取りは最も信頼されている教師等が対応するなど、学校全体で組織的に対応

②安全確保と全面的な支援（心のケア）

- ・緊急性や深刻さを考慮して、場合によっては、緊急避難的措置として別室登校（相談室・保健室・校内適応指導教室〔スマイルルーム〕等）も検討

- ③・校長及び関係職員ならびに保護者への報告
- ・聴き取りを時系列に整理した資料を準備して、速やかに校長及び関係職員に報告
 - ・必要に応じて、緊急いじめ・不登校対策委員会の開催
 - ・保護者に不安感や不信感を抱かせることがないように十分配慮

④教育委員会への報告

- ・いじめと認知した事実についてはすべて報告。

*市教委へは電話で第1報。後日『春日市「いじめ」に関する報告書』を作成し提出する。

*県教委（福岡教育事務所）への報告（月例報告）

【二次対応：短期】

- ①いじめられている児童生徒の指導・援助の方策案の協議（いじめ防止対策委員会）
- ②支援体制方策についての全職員による共通理解
- ③担当者の確認（いじめられている児童生徒と最も信頼関係ができていない教師）
- ④担当者となった教師を中心とした児童生徒の支援
- ⑤担当者をサポートするプロジェクトチーム（児童生徒にかかわりの深い教師数名）の組織化と日常的な指導や援助へのサポート

【三次対応：長期】

いじめられた児童生徒の学級及び手段への適応の促進

- ・チェックリスト等を活用した日常的な観察、定期アンケートの活用（継続指導）
- ・ソーシャルスキルトレーニングやアサーショントレーニング等の実施
- ・別室登校や弾力的な学級編制の工夫等

※「いじめられている児童生徒を全面的に支援し、守り抜く」姿勢で対応する。「いじめられている側にも問題がある」という対応は絶対に行わない。

※教育委員会や関係諸機関とも積極的に情報の共有化、共通理解を図る。事案によっては「春日市いじめ防止等対策推進委員会」の協議結果等をふまえて対応する。

○いじめた児童生徒への基本対応

【一次対応：緊急】

①複数教師による事実と経過の確認

- ・いじめた児童生徒が複数の場合、複数の教師で同時に事実と経過の聴き取り
- ・「いつ、どこで、誰に、何を（言った）か」を具体的に記録
- ・事実関係と指導を明確に区別

②校長、関係職員及び保護者への報告

- ・聴き取り結果を時系列に整理した資料を準備して、速やかに校長及び関係職員に報告
- ・複数の教師で聴き取った内容に相違点があれば再度確認し、事実を正確に把握
- ・保護者との信頼関係を築き、共通理解や協働意識をもって解決を図る

【二次対応：短期】

③いじめの態様等による指導方針の立案と職員間の共通理解

※いじめの態様等：「冷やかす・からかい」「仲間はずれ」「言葉での脅し」「暴力」「持ち物隠し」「集団による無視」「たかり」など

【三次対応：長期】

- ④規範意識の育成や人間関係づくりの改善に向けた継続的な指導
 - ・保護者の養育態度の変容等への支援
 - ・いじめを生まない教育活動の積極的な実施

(5) 教員研修の充実

- ①教師自身の感受性や共感性、危機管理意識等を高めるための職員の連携を図り、職員同士の研修機能化を図る。年度当初の研修職員会議でいじめ問題についての共通理解を図る。
- ②校内研修では、積極的な外部講師の招聘等を通して多様な視点からいじめ問題について考える機会としてとらえる。
- ③日常の研修機能化を図る。

(6) 自殺予防のための校内体制づくり

①子どものSOSに気づく校内体制

相談しやすい雰囲気をつくるために、健康教育や心理教育（ストレスマネジメントやソーシャルスキルトレーニングなど）を学級活動や道徳、総合的な学習の時間などで実施する。24時間子供SOSダイヤル等の紹介

②教職員等の役割分担の明確化

生徒への声かけ、気軽に会話ができる教員、保護者との連携等学年を中心として組織的に対応する。

③危機対応のための校内体制

自殺の危機に備えて、校長を含む管理職、生徒指導主幹、学年主任、保健主事、養護教諭、SC、SSW、関係機関（児童相談所）等と連携し対応する。

3 いじめ重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童等が自殺を企画した場合など）
- ②いじめにより児童等が相当期間（年間30日を目安）学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ③児童等や保護者から、いじめられて重大な事態に至ったという申し出があったとき（保護者の申し出が適切であるか、学校として適切に判断する必要がある。）

(2) 重大事態への対応

- ①教育委員会へ事態発生について報告する。
- ②教育委員会の判断により、学校が主体となって事態の調査に当たる場合は、学校の下に調査組織（生徒指導委員会を基本とするもの）を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③いじめを受けて児童等、その保護者に対して、適切に情報を提供する。
- ④調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。
 - ※報道機関への対応（ポジションペーパーの作成、記者会見、窓口の一本化）
 - ※被害生徒への支援（SC、SSW、県緊急カウンセラーの活用）

「福岡県いじめ防止基本方針」の改定について(通知)

H30年3月5日 福岡県教育委員会教育長

- 1 「2 いじめの定義及び防止等に関する考え方」に次の事項を追記
 - ・ 心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身に苦痛を感じない者等がいることを理解し、適切に対応すること。
 - ・ インターネットや携帯電話を利用したいじめに対して適切に対応すること。
- 2 「3 いじめ防止等の対策」に次の事項を追記
 - ・ 学校いじめ基本方針の各学校のホームページへの掲載等の措置を講ずるとともに、学校いじめ基本方針を必ず入学時・各学年の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明すること。
 - ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置づけ、達成目標を設定するとともに、適切に評価し、取組を図ること。
 - ・ 教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないときは、法の規定に違反し得ること。
 - ・ 性的少数等、特にきめ細やかな対応が必要な児童生徒については、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うこと。
 - ・ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはせず、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを適切に見定め、判断すること。
 - ① いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安とする。）
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

※適切に対応とは？

適切に評価し、取組とは？

適切に見定め、判断するとは？